

第三十八回 参議院文教委員会會議録第十八号

(二九二)

昭和三十六年四月十一日(火曜日)
午前十一時二十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 平林 剛君
理事 野本 品吉君
豊瀬 禎一君

委員

安部 清美君
井川 伊平君
高橋進太郎君
千葉千代世君
矢嶋 三義君
米田 勲君
岩間 正男君

國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

政府委員

文部政務次官 綱瀬 彌三君
文部省初等中
等教育局長 内藤三郎君
事務局側

常任委員 工業 英司君
専門員

本日の會議に付した案件

○学校教育法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○学校教育法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係法律の整理に関する
法律案(内閣送付、予備審査)

○女子教育職員の前産後の休暇中に
おける学校教育の正常な実施の確保
に関する法律の一部を改正する法律
案(豊瀬禎一君外四名発議)

○教育、文化及び學術に関する調査
(当面の文教政策に関する件)

○委員長(平林剛君) ただいまより文
教委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打合会の経過
につき御報告いたします。

開会前の理事会におきまして協議い
たしました結果、本日はまず、学校教
育法の一部を改正する法律案、学校教
育法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係法律の整理に関する法律案及び
女子教育職員の産前産後の休暇中にお
ける学校教育の正常な実施の確保に関
する法律の一部を改正する法律案、以
上三法案を議題とし、提出者及び発議
者からそれぞれ趣旨説明を聴取し、次
いで当面の文教政策について調査を進
め、さらに日本育英会法の一部を改正
する法律案を議題とし審議を続けるこ
とに決定を見ました。

以上、理事会決定通り審議を進めて
参りたいと存じますが、御異議ござい
ませんか。

○委員長(平林剛君) 御異議ないもの
と認め、さよう進めて参ります。

それでは、学校教育法の一部を改正
する法律案及び学校教育法の一部を改
正する法律の施行に伴う関係法律の整
理に関する法律案、以上内閣提出の二
法案を一括して議題とし、文部大臣よ
り趣旨説明を聴取いたします。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) このたび
政府から提出いたしました学校教育法
の一部を改正する法律案につきまし

て、その提案の理由及び内容の概要を
御説明申し上げます。

この法律案は、工業に関する中堅技
術者を養成し、もって産業の発展に寄
与するため、学校教育法の一部を改
正して新たに高等専門学校の制度を創
設することとしたものであります。

現在、わが国における産業経済の著
しい発展に伴いまして、科学技術者の
需要は著しく増大し、特に工業に関す
る中堅技術者の不足が痛感される情勢
になったのであります。

このような情勢に即応し、政府にお
いても各方面の意見を勘案して検討を
重ねました結果、このたび新たに高等
専門学校の制度を設け、社会が強く求
めている有為な中堅工業技術者の養成
をはかる必要があると考えた次第であ
ります。

次に、この法律案の概要について申
し上げます。

まず第一に、新たに高等専門学校の
制度を設けることとし、これを学校教
育法における学校の種類のひとつとして
明記したのであります。高等専門学校
は、深く専門の学芸を教授し、職業に
必要な能力を育成することを目的と
し、高等の職業教育を行なう専門教育
機関の性格を有するものであります。

第二に、高等専門学校には工業に関
する学科を置くこととしたしました。
さきに述べましたように、高等専門学
校の制度創設の理由は、中堅工業技術
者に対する社会の要求にこたえること
にあるのでありますから、高等専門学

校の学科は、工業に関するものとする
ことを規定したのであります。

第三に、高等専門学校の入学資格
は、中学校卒業程度とし、その修業年
限は五年といたしました。このような
五年制の一貫した学校制度により、専
門教育の強化と基礎教育及び一般教育
の効率的な実施をはかったのでありま
す。

第四に、高等専門学校及びその学科
の設置については、文部大臣の認可を
必要とすることとしたしましたが、こ
の場合においては、認可の適正を期す
るために、高等専門学校審議会に諮問
することとしたしました。

第五に、高等専門学校の教職員につ
いてであります。高等専門学校には、
校長、教授、助教授、助手及び事務職
員を置き、必要に応じて講師、技術職
員その他必要な職員を置くことができ
るものとしたしました。

第六に、高等専門学校を卒業した者
は、文部大臣の定めるところにより、
大学に編入学することができるよう
し、また、公・私立高等専門学校の所
轄、名譽教授、公開講座等に関しては、
大学に関する規定を準用することとい
はしたしました。

なお、高等専門学校の発足につきま
しては、設置基準の作成、高等専門学
校審議会の審査事務及び申請者の便宜
等を考へて、昭和三十三年四月一日か
ら設置することができるようとしたし
ました。

御賛成下さるようお願い申し上げま
す。

次に、このたび政府から提出いたし
ました学校教育法の一部を改正する法
律の施行に伴う関係法律の整理に関す
る法律案について、その提案理由及び
内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、学校教育法の一部改
正による高等専門学校の制度の新設に
伴い、各関係法律に所要の改正を加え
たものであります。

内容のおもなものを御説明申し上げ
ます。

第一に、建築士法等の一部を改正し
まして、大学または短期大学卒業程度
を資格要件の全部または一部とする工
業関係の技術者の資格規定に、高等専
門学校卒業者を加えることとしたしま
した。

第二に、文部省設置法の一部を改正
しまして、高等専門学校審議会を文部
省に設けることとし、また、高等専門
学校に関する事務を大学学術局でつか
さどることとするなど、文部省の所掌
事務について所要の改正を加えること
としたしました。

第三に、私立学校法の一部を改正し
まして、私立高等専門学校及びこれを
設置する学校法人に対する私立学校法
の適用については、私立大学及びこれ
を設置する学校法人に準じた取り扱い
をいたしました。

第四に、畑地農業改良促進法等の一
部を改正しまして、審議会の構成員

等に大学教授とあるものについては、高等専門学校の教授を加えたことである。

その他、学校教育法の一部改正による規定の整備に伴い、関係法律に所要の規定の整備を行ないました。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(平林剛君) 次に、女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、発議者より趣旨説明を聴取いたします。

○豊瀬一君 私は日本社会党から提案いたします。女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明をいたします。

ただいま議題となりました女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案者の理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

去る昭和三十年の第二十二回国会におきまして女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の成立以来、その施行によって、補助教員の配置件数は漸次増加し、昭和三十四年度におきましては、休業教員数の平均八二％に対する補助教員の配置を見るに至りました。

しかしながら、補助教員の配置件数の増加にもかかわらず、この法律の趣旨、すなわち労働基準法に規定するところの十二週間を最低として休業させ、その期間を補助教員配置の期間とするという精神は、いまだに徹底を欠き、補助教員を完全に配置しておらず、その期間は十二週間にすぎず、その他の府県におきましては八週間にすぎない六週間にとどまっている現状であります。

従いまして、女子教育職員が、その担当する児童生徒に対する教育的良心から、産前の休暇はほとんどとられていないという実態は、法の施行前と大差なく、過労による異常産はきわめて高い比率を示しております。

このように、補助教員が無配置であったり、配置期間が打ち切られておりましたために、学校長や教頭あるいは手あきの教員が学級の処理に当たるとか、学級を合併することによって、辛うじて教育を維持いたしておりますが、このことが教育上多大の支障をもたらす原因となっており、これは申すまでもありません。

右のような現状にかんがみまして、本改正案は、まず、第四条を全面的に改めて、従来、学校教育の正常な実施の困難性の認定が任命権者の裁量にゆだねられておりましたために、地方財政上の理由等により、補助教員の配置期間が短縮されるおそれがありましたのを、労働基準法に定められた産前産後それぞれ六週という期間を、すなわち補助教員を配置すべき期間と規定し、女子教育職員が出産のために休業する全期間を通じて、当該学校の教育

職員の職務を補助させるため、校長以外の教育職員を臨時的に任用しなければならぬことを明確に義務づけることとしたしました。

従いまして、国及び地方公共団体の任務として、必要な財政措置を講ずべき旨を規定しております。第三条は、不要となりますので、これを削除することとしたしました。

また、この第四条改正の趣旨にのっとりまして、法律の題名を「女子教育職員の出産に際しての補助教員の確保に関する法律」に改めることとしたしております。

改正の第二は、この法律の第二条第一項に定められておりました学校に、新たに幼稚園を加え、同条第二項の教育職員に、幼稚園に勤務する園長以下の教育職員及び高等学校の実習助手を加えて、これらの教育職員について、この法律を適用することとしたしたことでございます。

改正の第三点は、私立の学校においても、学校の設置者は、この法律に規定されている国・公立諸学校と同様の措置を講ずるよう努めなければならぬ旨を、新たに規定したことでございます。

なお、この法律は公布の日から施行することとしたしております。

以上が本改正案の提案の趣旨並びに改正の主要点でございます。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛同下さるようお願いいたします。

○委員長(平林剛君) ただいま趣旨説明を聴取いたしました三法律案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(平林剛君) 次に、当面の文

教政策について調査を進めます。

質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○豊瀬一君 前々回から本委員会におきまして審議が進行されております。愛媛県における教育委員会主催の講習会、その内容の可否等についてまず質問を続けたいと思っております。本問題につきましては、たびたび矢嶋委員等から指摘されましたように、まず第一番に、教育委員会主催の講習会に正式に招聘された講師の所属しておる諸団体並びに本人の思想傾向の問題です。次には、これらの講師によって教育職員に講習された内容の適否の問題です。

まず第一番の問題についてお尋ねいたします。本件に關して大臣の答弁は、憲法違反のおそれがある内容については、衆議院の文教委員会においてはそのような講習内容をほんとうにしゃべったという言はばかたれである、こういう御発言があったことを議事録によつて私は拝見いたしております。また、憲法を知らない者の言ひ方であらう、こういう発言があったはずであります。そこで、私はまず質問に入ります。前に、本委員会でも本問題をとり上げ、矢嶋委員の質問された後に講習会の内容、運営、講師の発言、講師の思想の背景をなすところの師友会等の所属団体等について、あらためて文部当局として調査があつておるかどうかも、もし行なわれたとすれば、その概要について説明を聞きたいと思っております。

○政府委員(内藤三郎君) この愛媛県の中堅女子教員の資質向上のために研修会が管内数カ所において開催されたわけでございますが、そのうち宇

和島の教育事務所管内のものが先般お話をあつたわけでございます。そのほかにも西条市におきましても同様な研修会が行なわれております。また、そのほかにもあると聞いております。今詳細はあらためて調査を依頼しておるわけでございますが、宇和島管内の女子教員の研修会におきまして、愛媛県の教育長である大西忠が講師になっております。それから出石寺の信徒総代の菊池正行、大耕舎主の大山澄太、これが講師になっておりました。助言者として市町村教育委員会の関係者及び愛媛県の指導主事、管理主事が当たつておると聞いておるわけでございます。

師友会のお話が出ましたが、師友会につきましては、愛媛県の竹葉教育委員長が師友会の愛媛県の支部長を兼ねていらつしやる、こういうことでございます。まして、これは事実でございますが、本講習会には竹葉委員長は講師として出席していません。

大体、以上のようなことでございまして、

○豊瀬一君 ただいまの調査報告は、矢嶋委員質問後に行なわれたもので、それとも過日の衆院文教委員会当日内藤局長が答弁した当時の資料ですか。

○政府委員(内藤三郎君) これは私も先般調査した結果でございます。まして、矢嶋委員からお尋ねになりました数点につきましては、目下調査を進めております。

○豊瀬一君 ただいまの答弁は、講習会に關する私の、冒頭の概要については、衆院文教委員会に答弁された当時の資料であると確認して間違ひありませんね。

そのことは今大臣が言った通りである、こう言っているわけですね。ところが、その後、共産党の教員が一名もおらない方がよろしい……。本人の主体的条件でなくして、客観的要件がそれを決定していくとすれば、憲法の建前なんか大げさに取り出さなくても、教育委員会に、共産党員がおろうが、テロを主たる目的とする右翼団体の幹部が入っていても、大臣は決してかまわないと、こう言う。そうすると、教育行政機関にその人がおつてもかまわないのだったら、教員になることもまたかまわないはずである。これは大臣は認めると思ひます。そうすると、共産党員が一名もいない方がよろしいという大臣の見解は自己分裂ではないかと思ひますが、それはどう関連するのですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) さつきも申し上げたように、制度上、理論上の問題と、具体的各人の批評とは別だと思ひます。私は、教職員に共産党員が一人でもいない方がよろしいと国民の大多数は思つておるであらうと推察すると申し上げました。私はそう推察しております。

○豊瀬一君 そのことに対する大臣自身の見解は——国民の推察を披瀝していただく必要は私はありません。私が聞きたいのは、大臣自身の見解をお聞きしたい。御答弁願ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私自身の気持はここで特に申し上げる筋合いじゃないかろうと思ひます。この間答弁しましたのは、国民一般がそう思つておるであらうと推察するということを申し上げたのであります。

○豊瀬一君 国民の推察と推察する

言論を委員会には披瀝しておきながら、行政府の責任者である荒木萬壽夫という大臣の見解を披瀝する筋合いではないというのはどういふ筋合いですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 行政府の長としては、自分の感情とか私見とかは申し上げるべき筋合いではない、そういうことを申し上げておるのであります。

○豊瀬一君 私見ということではなくて、教育行政官としては義務教育諸学校の政治的中立に關する法律を守つていく義務があるし、憲法九十九条でした、かによつて、尊重擁護の責任があります。従つてあなたは、公安調査庁次長の言葉をかりると、いろいろの問題ある団体の中で、共産党員が教員にならない方がよろしいという国民の思想を披瀝した。そのことに關しては、大臣としては、たとえばそのことによつて教育の中立が侵される危険性があるか、教育基本法違反の疑いがあるか、こつた観点から判断をする責任がある。その責任を感ぜられるとすれば、当然文部大臣としての、公職にある人間として判断を下すべきである。どこにあるかわからないような国民世論なるものをここで披瀝する必要はさらさらないと思ひます。どう思ひますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど来申し上げておるのは、先般の予算委員会における私の答弁を引用してお話ですから、そのときの考え方を申し上げておるのであります。私は以前から申し上げておりましたように、日教組の倫理綱領を見ると、まさしく階級闘争の考え方で、革命を意圖してお

る、そういう角度から青少年を育成せねばならないと規定しておると私は判断しますが、その見地から言ひまして、共産党が破防法の適用調査団体となつておるといふことはこれはここで明らかにされたことでありまして、そういう疑いのある系統のものの考え方を教職員の心がまえとして要請される日教組の立場、そういうことを教育基本法上、教育の場が中立を侵されるおそれありと判断しておるのであります。そういうことから私は国民の心あるものが大多数が、先刻来申し上げるやうに思つておるであらうと推察をしておるわけでありまして。

○豊瀬一君 ただいまの大臣の答弁は、調査団体と指定されておる共産党の考え方、あるいは共産党員は、教育の中立を侵す危険性があるからそのやうな答弁をした、こつたやうな答弁です。従つてそういう国民世論であらうという考え方を披瀝した。前段は大臣の判断ですよ、今披瀝されたのは、前段は大臣の判断。その、好ましい判断か、好ましくない判断と判断されたかの適否についてはあとでお聞きしますが、ただいまの御答弁は、大臣がそういう判断をしておるといふことをおつたのです。先ほどは、私は判断しません、ただそうであらうと思つて国民世論なるものを披瀝した。しばしばあなたは前の答弁と食い違つたことを言つておるやうな気がするのですが、自分でおかしいと思ひませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 少しおかしと思ひます。それは教師の倫理綱領というものをどう受け取るかという常識の問題であります。さらに教育委員にある種思想を持つておる者が

なることがいいか悪いかというお尋ねに對しましては、理論上どんな思想を持つておりましたら、その思想の甲乙をもつて判断して教育委員会にしてはならないといふことはどこにも許されたとはいへない。そうしてはいけな

いという憲法の趣旨からいひまして、当然のことだと思つて申し上げておるのであります。ある教育委員が、豊瀬さんの質問にもごさいましたやうに、ある具体的な場所です。具体的なことを言つたり、したりすることを、それ自体をどう判断するかは、これは教育基本法以下の法律制度に基づいて批判すべき場合には批判されることが当然だといふことを申し上げておるのであります。

○岩間正男君 議事進行。豊瀬君はこ

ういふことを聞いておると思ひます。国民の名をかりて、そうして国民の世論に便乗してあなた自身の主観を述べること、そういうことをやつておるが、当然あなたの職責である法の遂行に關することについては答弁をしないのはおかしいじゃないか。ところが、あなたは問題を横つちよの方にそらして、そうして元はずつと戻つて、この委員会の今究明しようという主題をそらしておる。これは当委員会の議事進行にとつて非常に困る。それはやるべきでない。私はそういう点から、あなたは横道にそらない答弁をしてもらいたいといふことを要望したい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 少しおかしと思ひます。それは教師の倫理綱領というものをどう受け取るかという常識の問題であります。さらに教育委員にある種思想を持つておる者が

なることがいいか悪いかというお尋ねに對しましては、理論上どんな思想を持つておりましたら、その思想の甲乙をもつて判断して教育委員会にしてはならないといふことはどこにも許されたとはいへない。そうしてはいけな

いという憲法の趣旨からいひまして、当然のことだと思つて申し上げておるのであります。ある教育委員が、豊瀬さんの質問にもごさいましたやうに、ある具体的な場所です。具体的なことを言つたり、したりすることを、それ自体をどう判断するかは、これは教育基本法以下の法律制度に基づいて批判すべき場合には批判されることが当然だといふことを申し上げておるのであります。

○岩間正男君 議事進行。豊瀬君はこ

ういふことを聞いておると思ひます。国民の名をかりて、そうして国民の世論に便乗してあなた自身の主観を述べること、そういうことをやつておるが、当然あなたの職責である法の遂行に關することについては答弁をしないのはおかしいじゃないか。ところが、あなたは問題を横つちよの方にそらして、そうして元はずつと戻つて、この委員会の今究明しようという主題をそらしておる。これは当委員会の議事進行にとつて非常に困る。それはやるべきでない。私はそういう点から、あなたは横道にそらない答弁をしてもらいたいといふことを要望したい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 少しおかしと思ひます。それは教師の倫理綱領というものをどう受け取るかという常識の問題であります。さらに教育委員にある種思想を持つておる者が

なることがいいか悪いかというお尋ねに對しましては、理論上どんな思想を持つておりましたら、その思想の甲乙をもつて判断して教育委員会にしてはならないといふことはどこにも許されたとはいへない。そうしてはいけな

いという憲法の趣旨からいひまして、当然のことだと思つて申し上げておるのであります。ある教育委員が、豊瀬さんの質問にもごさいましたやうに、ある具体的な場所です。具体的なことを言つたり、したりすることを、それ自体をどう判断するかは、これは教育基本法以下の法律制度に基づいて批判すべき場合には批判されることが当然だといふことを申し上げておるのであります。

○岩間正男君 議事進行。豊瀬君はこ

ういふことを聞いておると思ひます。国民の名をかりて、そうして国民の世論に便乗してあなた自身の主観を述べること、そういうことをやつておるが、当然あなたの職責である法の遂行に關することについては答弁をしないのはおかしいじゃないか。ところが、あなたは問題を横つちよの方にそらして、そうして元はずつと戻つて、この委員会の今究明しようという主題をそらしておる。これは当委員会の議事進行にとつて非常に困る。それはやるべきでない。私はそういう点から、あなたは横道にそらない答弁をしてもらいたいといふことを要望したい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 少しおかしと思ひます。それは教師の倫理綱領というものをどう受け取るかという常識の問題であります。さらに教育委員にある種思想を持つておる者が

なることがいいか悪いかというお尋ねに對しましては、理論上どんな思想を持つておりましたら、その思想の甲乙をもつて判断して教育委員会にしてはならないといふことはどこにも許されたとはいへない。そうしてはいけな

すけれども、適用団体というやうなことを言つておられますが、あなたはいつそんなことを勝手にきめたのですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私は調査団体と申し上げました。容疑があるから調査する必要があると、公安調査庁がこゝで答弁をされたことを引用して申し上げたにすぎません。

○豊瀬一君 そうすると、この今論議しておる問題については、これで質問を終わりたいと思ひますが、大臣は、こゝろなんですね、テロを主とする団体の幹部あるいは日ごろの言動でそういうことをやつておる人間でも、まず教育委員会に任命されることは法が禁止していない以上、大臣としては適否の判断をしない、あるいは教育行政の責任者として、文部省の責任者としてすべきでない、こゝろいふ判断ですね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 好ましくないとは思ひますが、さつきも申し上げたように、制度上、理論上の問題と、具体的各人の批評とは別だと思ひます。私は、教職員に共産党員が一人でもいない方がよろしいと国民の大多数は思つておるであらうと推察すると申し上げました。私はそう推察しております。

○豊瀬一君 好ましいかどうかと聞いたけれども、大臣はさういふことは自分はいふべきでなく、国民世論なるものを披瀝したと云う。今は好ましいか、好ましくないかについては、荒木萬壽夫としてではありませんが、文部大臣としてさういふ判断をなすべきであり、必要に応じてさういふ見解を披瀝すべきだといふふうに答弁しているのですが、どちらがほんとうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私個人の感想は申し上げるべきでなく、さつき申し上げました。文部大臣という立場においては、常に世論は何か、客観的

なることがいいか悪いかというお尋ねに對しましては、理論上どんな思想を持つておりましたら、その思想の甲乙をもつて判断して教育委員会にしてはならないといふことはどこにも許されたとはいへない。そうしてはいけな

いという憲法の趣旨からいひまして、当然のことだと思つて申し上げておるのであります。ある教育委員が、豊瀬さんの質問にもごさいましたやうに、ある具体的な場所です。具体的なことを言つたり、したりすることを、それ自体をどう判断するかは、これは教育基本法以下の法律制度に基づいて批判すべき場合には批判されることが当然だといふことを申し上げておるのであります。

なものと何だということ、自分
で良心的に反省しながらものを言うべ
きだ、心がまえとしては私はそう思っ
ております。そういう気持、そういう
立場において今申し上げておるのであ
ります。

○豊瀬一君 大臣としては適否、好
ましか、好ましくないかという判断
をすべきである、また必要ならばその
見解を言うべきである、そういうこと
ですね、簡単に答えて下さい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その通り
であります。

○豊瀬一君 そうすると、先ほど言っ
た愛媛県教育委員会の中に、右翼団体
と一応非公式に公安調査庁の責任者が
被選しておる、また右翼的なあるい
は憲法違反の疑いのある言動を日ごろ
やっておる人が教育委員としてその職
にあるということは、大臣は好ましい
と思いませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 好まし
い、好ましくないというものは、責任を
もって言える根拠がなければ、かりそ
めにも言っちゃいけないと思ひます。

○豊瀬一君 非常に大臣としてはは
りっぱな御答弁で、倫理綱領等につい
てもそれだけの慎重さを大臣が今後持
たれることを強く要望しておきます。

そこで、大臣、事実に基づかなけれ
ばいけないということですが、内藤局
長が当委員会あるいは衆院文教委員
会で教師の思想言動に関して報告した範
囲では、大臣としては適否の判断をす
る資料不足という見解ですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今まで私
が聞いております範囲では、格別とか
くのことを言う必要はないと考えてお
ります。

○豊瀬一君 今までの資料では不適
当と判断をされることがないというこ
とであれば、このような事実があると
指摘した当該委員の事実指摘は、大
臣としては誤報であるか、あやまちで
あるか、いずれかであると考えている
のですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 各委員が
ここで言われる、発言されること、そ
れ自体は、御本人として自信のあるこ
とをおっしゃっていると思ひます。た
だ私も判断するについては、私も
みずからの責任において事実を調査し
て、それに基づいて発言をすることが
当然のことだと思ひますから、その意
味で私が知り得る状況を基礎に判
断します場合には、先ほど申し上げた
通り、格別取り立てて批判を加える必
要はなさるに思ひます。

○矢嶋三義君 ただいまの豊瀬委員
が、教育委員の言動について質疑をし
ているわけですが、それに関連して二
回伺ひたいです。

その第一回は、地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第四条で、委員
は「人格が高潔で、教育、学術及び文
化に関し識見を有するもの」のうちか
ら、「識見を有するもの」のうちから、
とある。この「識見」とは、その委員
の言動は、大方の国民から見た場合
に、その良識に合致するものであり、
健全なものでなければならぬ、そう
いうことを「識見を有するもの」のうち
から、「識見」とは私は意味して
いると思うのですが、大臣の見解を承
ります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お説の通
りの趣旨と思ひます。

○矢嶋三義君 そこでもう一問伺ひま

す。それは私は明確に愛媛県議会の速
記録で伺ひますが、民主社会党の
木原という県議員が質疑した点につ
いて、竹葉教育委員長が愛媛県議会
で答弁しております。その二つを提示し
て大臣の御判断を賜りたいと思ひま
す。これと合わせて考えていただきたい
点は、この前指摘したのですが、研究
会をやるときに、竹葉さんは委員長と
して責任のある立場において菊池とい
う方を講師に雇った。その菊池さんが
日本の国民が国の主権者になったとい
うような考えを持つことは笑われべき
ことではないか、むしろあわれむべ
き悲劇である、そのように述べたこと
について、あなたは憲法を知らない者
の言葉だ、そういうふうな答弁され
たわけだ。菊池さんを講師として選
んだのも竹葉さん、そのことと合わせ
て愛媛県議会で述べた竹葉委員長の言
葉を聞いていただきたい。その一方所
は、「従って日本においては天皇が人民
の象徴でありますからそこにはやはり神
の性が尊く輝いておると見るのであり
まして、君、民、神のこの「ミ」、これ
は霊といふことなんです、この三位
が一体である」というのは文字の上から
も「云々」と、こういう言葉ですね。そ
れからも一カ所は、「それで君民一体
ということも前の主権在民の場合にで
も君民一体でありましたしやはり生き
ておったのです。現在でも、主権在民
となつてもやはり同じように君民一体
と云えるのが日本の国の天皇はやはり
象徴として天皇を保存したその思想的
な根源であるのでありまして、姿は
変つても本質的な日本の生命というも
のには変りはない、こう述べられていま
す。私は日本国天皇は憲法に規定して

ある象徴として個人として敬慕してお
りますよ。憲法を認めていただきます。しか
し、この竹葉さんの言葉は主権在民と
いうけれども、実質的には主権在民で
ない、主権は在君であるという思想が
明確にこの速記録に出ている、県議会
の。かかるがゆえにこの人が任命した
菊池講師のごときは、あなたもみずか
ら認めたとくに、こういう憲法否定の
講演をし、また文書を講師は送つてい
るわけだ。こういう言動というものは
教育委員会法の第四条にいう「識見」
に該当するでしょうか。私は不審当
たりのを越えて違法だと思ひ、この発
言は、こういう事実がある、これは愛
媛県議会の速記録です。こういう思想
的な立場から愛媛県の教育行政は具
体的にいろいろな問題が出てきておる。
それが当委員会でも問題になってきてお
るわけだ。私はここに事実を提示し
ましたが、大臣はここにお考えにな
りますか。教育委員長としての県議会
での答弁です。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 教育委員
長としての県議会の答弁は、県議会が
選んで知事が任命したという関係にお
いて、県自体として、あるいは県議会
自体として、それ自身決定的な批判が
あることと思ひます。また今お述べに
なりました憲法解釈——私は憲法学者
ではございませんから、そういう解釈
が正しいのかどうかというところはわ
かりません。しかし、主権在民憲法である
ことは、これは明らかですから、そう
いうとかく誤解を生みそうなる発言は適
切ではなかったと思ひます。ただし
かし、それだけですべてを律するわけ
にはいかないかとも思ひます。同時に、
菊池先生の講師としての

お話の内容を伝え聞いておりますが、
私の承知します限りでは、講師として
のお話の内容は新憲法に矛盾するよう
なことはお話しになっておらぬよう
であります。

○矢嶋三義君 あいさつ状は。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ここに菊
池先生が愛媛県の教育界の元老とし
て、ほとんど無条件に県民、あるいは
教職員等に敬慕されておる人格者であ
るということもあわせ考慮しまして、講
師としての話の内容には格別とかくの
ことを言う必要はない内容であつたと
承知します。あとで私信をも出された
と承知しますが、その私信の中に今御
指摘のような言葉があることは、こ
れはどうも用語としては適當じゃな
いじゃないか、憲法を知らない人でも
あろうかと思はれることは菊池先生の
手紙としてはちょっと考えられないと
いうような気持で聞いたのでありま
す。

○矢嶋三義君 ここに速記録があるか
ら、逃げないで答弁して下さい。

○豊瀬一君 大休原則的に憲法ある
いは教育基本法を守るべき、あるいは
それにのっとつて教育行政をやるべき
人間が、特定の、憲法上好ましくない
団体に所属しているはその言動をする
ということとは文部大臣として好まし
くないという見解の表明がありました。
そこで私は具体的に講習会問題につ
いて質疑を続けたいと思ひます。
大臣は、現在までの文部省の調査に
よれば適否の判断の段階でないとい
うか、まあこの程度であれば別に問題
はないのではないか、こういう趣旨の答
弁があつた。そこでまず大臣にお尋ね
したいのは、講習会の会場において使

われた松村下村塾記、これは大臣が学生のときの話でなくて、この事件が起った後に手に取って読まれたか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 読んだことはありません。

○豊瀬一君 それでは、かつての本について読まれたことはありますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 斜め読みで読んだ記憶はあります。

○豊瀬一君 現在の村塾記の思想の中核というか、文章を通じて中心となっておるものが何であるかは斜め読み時代から御記憶でございいますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 明確な記憶はありません。

○豊瀬一君 このことが憲法に適用しておるかという論議になったことを、本委員会並びに衆議院文教委員会でも論議になったことは御記憶でございいますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 記憶はありません。

○豊瀬一君 記憶はありません。記憶がないというのとは忘れられたということではなくして、論議があつてないというふうにお考えなすね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 当委員会が論議されたことは記憶がございませんで、それを根拠にしてかれこれ申し上げる材料がございませんで。ただ松村下村塾記になるものが、旧憲法時代ないしは旧憲法と体系を同じくする時代を根拠として話され書かれたものであるという前提において、新憲法下においてはそのまま通用するものではないというふうには理解しますが、今お尋ねのような意味で具体的な論議を根

拠にして申し上げる材料がございませんで。

○豊瀬一君 松村下村塾記の内容、講義された事柄、あるいはその取り扱ひについて内務局長等その他の人々から大臣に報告されたことがあつたならば答弁願ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 事務当局で調査しまして、その結果に基づいて衆議院でも御答弁申し上げておるわけでありまして、私も結論的には聞かされたことはありますが、具体的な内容、経過等については私もよく存じませんので、必要であれば政府委員からお答え申し上げたいと思ひます。

○豊瀬一君 内務局長にお尋ねしますが、先ほど講習会の講師等に対する資料の提出を要求しましたが、まだ参りませんか。

○政府委員(内藤三郎君) 講習の要旨は参つております。発言の要旨、そのテキストの全部ではございませんで、おそろくここに配つたものは出ております。

○豊瀬一君 次の質問に進む前に配付して下さい。

○政府委員(内藤三郎君) ここに私が手元に用意しておりますだけで、これは漢文でございませんで、これを漢文を全部謄写しなければならませんで、次の質問までとおっしゃつてもちよつと今間に合ひかねるわけがございませんで。

○豊瀬一君 その資料が愛媛県教育委員会等から文部省に報告されてきたのはいつですか。

○政府委員(内藤三郎君) これは先般、たしか四月三日と記憶しております。

○豊瀬一君 四月三日から十一日の本日まで、まあ漢文も入つておりますけれども、現在の文部省の印刷機能では一週間程度の日にちではそれが刷れないのですか。

○政府委員(内藤三郎君) それはあとで西条のものもございませんで、西条の資料、それから先般矢嶋委員からいろいろ調査要求がございませんで、それを一括して差し上げたいと思つておつたわけがございませんで。

○豊瀬一君 本委員会における矢嶋委員であつたと記憶しますが、質問に對して、吉田松陰先生はりっぱな先生であるという答弁があつたと思ひます。私も学生のころは「講義録」等非常に愛読した一人で、戦前における吉田松陰先生に対する尊敬の念というものについての論議は個々いろいろあると思ひます。しかし、大臣が先ほどおっしゃつたように、吉田松陰の伝記、おしい立ちあるいは著書等について今日つづきにこれを調べていくと、現行憲法に合致するところもあるかもしれませんで。しかし、講習会に取り上げられたのは松村下村塾記であります。この内容は、私の調べておる範囲内では、また講師の力説した範囲内では、君臣の義華夷の弁が一入道の、人の重んずるところは君臣の義であり、国の主とするところは華夷の弁である、ここが松村下村塾記の中心です。今日の憲法において、人の重んずるところが君臣の義であるという主張は現行憲法あるいは教育基本法から大臣は適合いかか判断しますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 現行憲法下君臣の義という事柄は存在しないと思ひます。

○豊瀬一君 適否の判断は。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 現憲法下存在しないことではありますから、憲法に関連してもし話があつたと仮定するならば、無用のことだと思ひます。

○豊瀬一君 無用のことということは大してじやまにはならないと、すなわち端的に言つて、憲法に、そのことを力説、紹介しても違反しないという判断ですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そういふことは考えません。今の講師の口述の内容についてもし言つておられるとするならば、松村下村塾記というかつての古典に属するものをテキストとして、そのときはさうであつたという意味で話があつたんじゃないかとまあ想像するわけがございませんで、さつきも申し上げましたように、主権在君時代の考え方が今でも当然通用するといふような意味で話があつたと思ひます。これは明らかに間違ひであると思ひます。古典の時代にそのときはさうであつたといふ事柄それ自体は、これはその内容によりけりでしうけれども、私はまあ無用のことではないかという気持はいたします。

○豊瀬一君 大臣、あんまり自分の一度言つた言葉に固執せぬ方がいいです。大臣が今答弁した、おそろくその当時はさうであつたろうと想像しますという、想像、判断の根拠は事務当局の報告ですか、それとも恣意ですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) さつきも申し上げましたように、口述の全貌を私は存じませんで。ただ結論的には、格別取り立てて問題にするようなことはなかつたやうだといふことを聞いておりますから、その結論に立つて想像をしつづ申し上げたのでございませんで。

○豊瀬一君 当該委員会は、君臣の義が、あるいは華夷の弁が中核をなしている松村下村塾記が非常に重苦しい空気の中で講師から読み上げられたのを、いささかも不審の念を抱かなかつたとは言えないけれども、何らの中止、抗議、その他の忠告、助言等を行なつてこのことに対する反対措置をとつていないという事実から見ても、当該教育委員会に報告を求めれば、別に差しつかえありませんといふはずで、大臣の判断の根拠は別にして、講習会において教育職員に対して、人の尊ぶところは君臣の義である、さういふことを、それと華夷の弁ということが中心をなすものが正式に講習会の課程に入つて読み上げられていく。このことはかりにその当時の伝記的なものの紹介という形であつたとしても、それは好ましくないといふ大臣は思ひませんでか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私は古典であれ何であれ、ある文獻を講義すること、そのことそれ自体としてはかれこれ言う必要はないと思ひます。共産党のものの考え方を紹介することも一つの材料になる、自民党の政策を講ずることもまた一つの材料になる。問題は教育基本法その他の教育制度に従つて正しい判断を下すことが問題である。口述資料として古典が取り上げられること、それ自体は悪いことだとは毛頭思ひませんで。

○豊瀬一君 その基本的な態度に関する限りは私もいなや申しませんで。ただ、ただいまの大臣の答弁は憲法違

なかつたやうだといふことを聞いておりますから、その結論に立つて想像をしつづ申し上げたのでございませんで。

○豊瀬一君 当該委員会は、君臣の義が、あるいは華夷の弁が中核をなしている松村下村塾記が非常に重苦しい空気の中で講師から読み上げられたのを、いささかも不審の念を抱かなかつたとは言えないけれども、何らの中止、抗議、その他の忠告、助言等を行なつてこのことに対する反対措置をとつていないという事実から見ても、当該教育委員会に報告を求めれば、別に差しつかえありませんといふはずで、大臣の判断の根拠は別にして、講習会において教育職員に対して、人の尊ぶところは君臣の義である、さういふことを、それと華夷の弁ということが中心をなすものが正式に講習会の課程に入つて読み上げられていく。このことはかりにその当時の伝記的なものの紹介という形であつたとしても、それは好ましくないといふ大臣は思ひませんでか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私は古典であれ何であれ、ある文獻を講義すること、そのことそれ自体としてはかれこれ言う必要はないと思ひます。共産党のものの考え方を紹介することも一つの材料になる、自民党の政策を講ずることもまた一つの材料になる。問題は教育基本法その他の教育制度に従つて正しい判断を下すことが問題である。口述資料として古典が取り上げられること、それ自体は悪いことだとは毛頭思ひませんで。

○豊瀬一君 その基本的な態度に関する限りは私もいなや申しませんで。ただ、ただいまの大臣の答弁は憲法違

なかつたやうだといふことを聞いておりますから、その結論に立つて想像をしつづ申し上げたのでございませんで。

○豊瀬一君 当該委員会は、君臣の義が、あるいは華夷の弁が中核をなしている松村下村塾記が非常に重苦しい空気の中で講師から読み上げられたのを、いささかも不審の念を抱かなかつたとは言えないけれども、何らの中止、抗議、その他の忠告、助言等を行なつてこのことに対する反対措置をとつていないという事実から見ても、当該教育委員会に報告を求めれば、別に差しつかえありませんといふはずで、大臣の判断の根拠は別にして、講習会において教育職員に対して、人の尊ぶところは君臣の義である、さういふことを、それと華夷の弁ということが中心をなすものが正式に講習会の課程に入つて読み上げられていく。このことはかりにその当時の伝記的なものの紹介という形であつたとしても、それは好ましくないといふ大臣は思ひませんでか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私は古典であれ何であれ、ある文獻を講義すること、そのことそれ自体としてはかれこれ言う必要はないと思ひます。共産党のものの考え方を紹介することも一つの材料になる、自民党の政策を講ずることもまた一つの材料になる。問題は教育基本法その他の教育制度に従つて正しい判断を下すことが問題である。口述資料として古典が取り上げられること、それ自体は悪いことだとは毛頭思ひませんで。

反の古典あるいは他人の言動、先哲偉人の格言的なもの、それらのものを紹介をしていくという事は、その取り扱いのいかんにかかわらず教育基本法に違反しないという判断ですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それはむしろ扱い方いかんによつて違反するとも考えなければならぬこともございまいしょうし、そうでないこともあろうと思ひます。

○委員長(平林剛君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。本件に關する調査は、午後二時より本委員会を再開し続行することとし、暫時休憩いたします。

午後二時三十分休憩
午後二時三十分再開

○委員長(平林剛君) ただいまより文教委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、当面の文教政策につき調査を進めます。

○委員長(平林剛君) 午前中の質問におきまして明らかになりましたのは、まず大臣が憲法違反の疑いのある、たとえばテロあるいは極右的な、その他右翼団体あるいは極左の場合でも、憲法違反の疑いのあるような団体に所屬して、日ごろそういう言動があったり、あるいはそういう団体に所屬しなくとも憲法違反の疑いのある思想傾向、言動のある人間が、教育委員会等いわゆる行政権者としてその地位につくのは望ましくない、こういう答弁から発展いたしました、具体的に私は愛媛で行なわれました講習会について、松下

村塾記の内容に立ち至ったわけですが、大臣は事務官等から村塾記の扱い方について、つづきには報告を受けておられないし、以前に斜め読みという不勉強の述べはあったけれども、今日もなおその内容については記憶してない、こういう披露がありまして、私の方から、松下村塾記の骨子とするところは君臣の義であり、華夷の弁である、こういう指摘をいたしましたわけですが、そこで幾分午前中の質問と重複すると思ひますけれども、大臣にここで明らかにしていただきたいのは、仮に史実であろうとも、講習会の全体の過程を通じて、三つの講習内容が行なわれたとすれば、その三つともが同一思想あるいは同一の傾向を持った問題である、このことに対して感想文が書かされた、あるいは講習会の始まる際には常にこれを誦読する、こういう形がとられたとすれば、これは単に古典、史実の紹介という域を脱して、講習会の性格であるところの教職員研修を指導するといふ目的を持っておつたといふことは明らかに断定できると思ふのですが、このことを大臣認めますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 午前中お答え申し上げましたように、その研修会は県で実施しましたことであり、その初めから終りまでの講習会の内容も直接知りませんので、いかようにも断定するといふことは私自身としては不可能なことであります。ただ、現地に照会をして調査しました私どもの承知する限りにおいては、今御指摘のあるような懸念はないように思つております。

○委員長(平林剛君) 私の指摘したような懸念がないといふことは、松下村塾記がどういふ扱いをされたというふうに報告を受けておられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 一つの古典の講義といふふうな形で取り扱われて、その口述内容については、現行憲法以下の制度に矛盾するという口述の内容ではないと承知いたしております。

○委員長(平林剛君) たとえば戦時中における皇道哲学にはこういう体系があつた、こういう諸学派があつた、その学説の一つとして、吉田松陰なるものがこういう著述を行ない、こういう見解を披瀝した。さらにある時代においては本居宣長はこういう著述を行ない、こうした少なくともこれら一連の皇國綱、あるいは皇道哲学体系、こういう一連のものはどうである、こういう一つの学説の紹介として松下村塾記が講習会の中に扱われたという事務官の責任ある報告を、大臣は、責任ある報告をというよりも、そういうふうに間違いない報告を受けられ、そのことが事実だと答弁できる自信がありますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 調査結果は、今御指摘のように、具体的か詳しくいふことは、むしろ報告は受けておりません。結論だけを聞かされております。ただし、国会における同じ問題についての答弁は、具体的な詳しいことになりましてから政府委員に答弁をしてもらつて今日まで参りました、その答弁の趣旨から申し上げても、結論としては、私も聞きましたことと、その内容等を考え合わせました、結論には間違いないように理解いたしております。

○委員長(平林剛君) およそ一つの講習会、あるいは研究事業、あるいは研修には課程が組まれます。その中において、ある一定の日程の中で定められた時間、あるいは課程の一單元の中にそのことが常に誦読され、後に出てきまうお経のようなものと一緒、講師もみずから見解を披瀝したりして、これに、これは常住座臥読み上げていくと皆さんの修養になるのだ、従つて、これは戦時中軍隊生活の中で朝夕軍人勅諭を読み上げておつたと同じような、講習会の單元の中で松下村塾記の誦読が行なわれておるといふこと、従つて、この内容について一つの学説紹介という域を逸脱して松下村塾記に盛られておる思想の講習であり、そのことが後日のいろいろな指導と相まつて、教師に対して、矢嶋委員が午前中に指摘したように、主権在民というのにはこつぱい千万なこと、君臣の義のすたれたことを講師みずから嘆き、この道こそが皆さんの今後日本の一彼らにいわせると、講師にいわせると、秩序を回復する一つの指針ともなるべきものである。こういう講習が行なわれているのです。これでも大臣は、なお一般的な、大学の教室におけるがどとき学説の紹介に過ぎないと陳弁されますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど来お答え申し上げている以上のことを具体的に申し上げます。調査しました結果に基づいて政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(内藤三郎君) 菊池講師の講義の内容が出ましたが、この中堅女子教員の資質の向上のために設けられた講習会でございます、主として教師の心がまえ、こういう点でお話

がされたわけでございます、その講師の大西と谷川講師、菊池講師、大山講師が出ておるわけでございます。菊池講師のお話の全体を見ますと、天皇は象徴である。しかるに、この天皇に對して現在がいかに民主主義であつても、天皇をはずかしめるようなこと、さらには制裁を加えるような言動は慎しまなければならぬ。日本の歴史や伝統を忘れて諸外国の風にあこがれて未消化のまま受け入れようとするところ、に大きな無理が生ずると思ひ、日本の民主主義は日本の歴史の上に立つたもので、お互いが育て上げるように注意していかなければならない。特に現在では親子の情愛が非常に薄れているといふように思ふ。ですから親子の情を基調として道徳を確立しなければ、道徳教育の進展は望まれない、こういうことがこの菊池講師の要旨でございます。これは漢文で出されましたので、実は受講生も面くらつたようでございまして、二回これをお読みになつたようでございまして、別にこれを松下村塾記をたびたび読まれたといふふうなことは出ていないのでございまして、松下村塾記にあるところの吉田松陰のお話をされたわけですが。当時の時代的背景の中において、松陰先生がどういふ考えのもとにおやになつたかといふことは、これは参考になるべきものだらうと思ふのです。講師自身もたしか七十五、六才でございまして、県下の教育界の元老ではありますけれども、冒険も古く、時代に合わない点があろうかと思ひますが、この点は少し受講者の方々で十分に選択して御参考にし

あるいは研究事業、あるいは研修には課程が組まれます。その中において、ある一定の日程の中で定められた時間、あるいは課程の一單元の中にそのことが常に誦読され、後に出てきまうお経のようなものと一緒、講師もみずから見解を披瀝したりして、これに、これは常住座臥読み上げていくと皆さんの修養になるのだ、従つて、これは戦時中軍隊生活の中で朝夕軍人勅諭を読み上げておつたと同じような、講習会の單元の中で松下村塾記の誦読が行なわれておるといふこと、従つて、この内容について一つの学説紹介という域を逸脱して松下村塾記に盛られておる思想の講習であり、そのことが後日のいろいろな指導と相まつて、教師に対して、矢嶋委員が午前中に指摘したように、主権在民というのにはこつぱい千万なこと、君臣の義のすたれたことを講師みずから嘆き、この道こそが皆さんの今後日本の一彼らにいわせると、講師にいわせると、秩序を回復する一つの指針ともなるべきものである。こういう講習が行なわれているのです。これでも大臣は、なお一般的な、大学の教室におけるがどとき学説の紹介に過ぎないと陳弁されますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど来お答え申し上げている以上のことを具体的に申し上げます。調査しました結果に基づいて政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(内藤三郎君) 菊池講師の講義の内容が出ましたが、この中堅女子教員の資質の向上のために設けられた講習会でございます、主として教師の心がまえ、こういう点でお話

がされたわけでございます、その講師の大西と谷川講師、菊池講師、大山講師が出ておるわけでございます。菊池講師のお話の全体を見ますと、天皇は象徴である。しかるに、この天皇に對して現在がいかに民主主義であつても、天皇をはずかしめるようなこと、さらには制裁を加えるような言動は慎しまなければならぬ。日本の歴史や伝統を忘れて諸外国の風にあこがれて未消化のまま受け入れようとするところ、に大きな無理が生ずると思ひ、日本の民主主義は日本の歴史の上に立つたもので、お互いが育て上げるように注意していかなければならない。特に現在では親子の情愛が非常に薄れているといふように思ふ。ですから親子の情を基調として道徳を確立しなければ、道徳教育の進展は望まれない、こういうことがこの菊池講師の要旨でございます。これは漢文で出されましたので、実は受講生も面くらつたようでございまして、二回これをお読みになつたようでございまして、別にこれを松下村塾記をたびたび読まれたといふふうなことは出ていないのでございまして、松下村塾記にあるところの吉田松陰のお話をされたわけですが。当時の時代的背景の中において、松陰先生がどういふ考えのもとにおやになつたかといふことは、これは参考になるべきものだらうと思ふのです。講師自身もたしか七十五、六才でございまして、県下の教育界の元老ではありますけれども、冒険も古く、時代に合わない点があろうかと思ひますが、この点は少し受講者の方々で十分に選択して御参考にし

あるいは研究事業、あるいは研修には課程が組まれます。その中において、ある一定の日程の中で定められた時間、あるいは課程の一單元の中にそのことが常に誦読され、後に出てきまうお経のようなものと一緒、講師もみずから見解を披瀝したりして、これに、これは常住座臥読み上げていくと皆さんの修養になるのだ、従つて、これは戦時中軍隊生活の中で朝夕軍人勅諭を読み上げておつたと同じような、講習会の單元の中で松下村塾記の誦読が行なわれておるといふこと、従つて、この内容について一つの学説紹介という域を逸脱して松下村塾記に盛られておる思想の講習であり、そのことが後日のいろいろな指導と相まつて、教師に対して、矢嶋委員が午前中に指摘したように、主権在民というのにはこつぱい千万なこと、君臣の義のすたれたことを講師みずから嘆き、この道こそが皆さんの今後日本の一彼らにいわせると、講師にいわせると、秩序を回復する一つの指針ともなるべきものである。こういう講習が行なわれているのです。これでも大臣は、なお一般的な、大学の教室におけるがどとき学説の紹介に過ぎないと陳弁されますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど来お答え申し上げている以上のことを具体的に申し上げます。調査しました結果に基づいて政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(内藤三郎君) 菊池講師の講義の内容が出ましたが、この中堅女子教員の資質の向上のために設けられた講習会でございます、主として教師の心がまえ、こういう点でお話

がされたわけでございます、その講師の大西と谷川講師、菊池講師、大山講師が出ておるわけでございます。菊池講師のお話の全体を見ますと、天皇は象徴である。しかるに、この天皇に對して現在がいかに民主主義であつても、天皇をはずかしめるようなこと、さらには制裁を加えるような言動は慎しまなければならぬ。日本の歴史や伝統を忘れて諸外国の風にあこがれて未消化のまま受け入れようとするところ、に大きな無理が生ずると思ひ、日本の民主主義は日本の歴史の上に立つたもので、お互いが育て上げるように注意していかなければならない。特に現在では親子の情愛が非常に薄れているといふように思ふ。ですから親子の情を基調として道徳を確立しなければ、道徳教育の進展は望まれない、こういうことがこの菊池講師の要旨でございます。これは漢文で出されましたので、実は受講生も面くらつたようでございまして、二回これをお読みになつたようでございまして、別にこれを松下村塾記をたびたび読まれたといふふうなことは出ていないのでございまして、松下村塾記にあるところの吉田松陰のお話をされたわけですが。当時の時代的背景の中において、松陰先生がどういふ考えのもとにおやになつたかといふことは、これは参考になるべきものだらうと思ふのです。講師自身もたしか七十五、六才でございまして、県下の教育界の元老ではありますけれども、冒険も古く、時代に合わない点があろうかと思ひますが、この点は少し受講者の方々で十分に選択して御参考にし

ていただきたい、非常に謙虚な態度で臨んでいらっしゃる、講師自身が何か皇国史観を植えつけるというふうなお考えじゃなくて、あのあいつ文をあとで出しましたが、あいつ文の中にも、二千年来日本の国が天皇を中心として團結し発展したということ、これはまぎれもない事実である。こう述べておられる、天皇親視の風潮とか、あるいは天皇を否定し、あるいはないがしろにしているというふうな風潮に対して嘆かれたのでございまして、憲法論的に見ますと、用語に適切を欠いた点が、二あるように私ども見受けるのでございまして。しかしながら、講義の全体を見まして、また受講生の感想も全部出ておりますけれども、大へん有益になった、私どもは從來マンネリズムの中に入っておったので、大へん参考になった。それから教育委員会のこの講習会が何か意図的なものがあるんではなからうかというふうに疑うてきましたけれども、結論的にはそういうこともなかったというので、一人の受講生が批判的な意見を述べておりますけれども、その他は全部この講習会に対して大へん感銘が深かったというのを言っておりますので、そう御指摘になったように憲法違反の講習会であったというような事実はないと私も認めたわけでございまして。

自由です、選択の自由は、そういう前置きをしようが、しまいが、各人にあるわけですから、どんな前置きをしようが、それは弁明になることではあります。そのことが問題であるんでなくして、あなたも今指摘したように、主要な部分において、やはり君臣の義を強調したという事実が否定できないことではあります。また局長が言った、感銘を受けたから憲法違反でない、こんな弁弁はよもや内藤局長も考えてないと思うのです。かりに全員が涙を流して聞こうが聞かまいが、聞いたとしても、それが憲法違反であれば教育行政権の逸脱です。そういう形の中において全講習者が涙を流して喜ぼうとも、憲法違反の疑いのある講習会、講義内容をやるというところはこれは間違いない。このことは明敏な局長も当然認めると思うのです、形の上においては。これは私、時間になりますから、あまり長く質問したくないと思うのです、形の上においてははたきみにこう仕組まれてきて、ある一つの何というか唱和する、こういう形の中で朗読され、あるいは講義の際にも、いかにも吉田松陰の当時における思想背景、伝記紹介のようなスタイルをとりながら、本講習会だけでなくして、幾多の県教委が展開してきた教育行政のあり方を見てくると、明らかに県教委に行動主義、右翼主義の人がいるという事実も否定できないと思うのです。そこで、講習会問題につきましても若岡君が午前中に要求したような資料を、できるだけ正確に用意していただきたいと思ひます。これを持って私は質問をしたいと思ひます。なお、ここで大臣に

はつきり指摘しておきたいのは、矢嶋委員も指摘したと思ひますが、講習会場の座席が、組合員と非組合員がこうすわらせられた、その中に管理主事がついている、講習会に、教員の研修に、人事権を持つ管理主事がタッチする、そのこともいささか疑問があるのですが、これは後にまた教育行政のあり方として他日たまたまとして、そういう形の中で感想文を書かせてみたり、いろいろやっているわけですから。そこでもう一度、内藤さんとしては、松下村塾記の取り扱い並びにこれがどういう形で委員会としてそれを聞きながら措置したか、このことも調査していただきたいと思ひます。

それから次にもう一つだけ質問しておきたいのですが、大臣にこれはお尋ねいたします。前回の矢嶋委員の質問に対して内藤局長の報告の中にも、採用する際に、研究協議会加入について判を下さされた事実は認められましたが、大臣これはどうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 具体的事柄でもございましてから政府委員からお答え申し上げます。

○豊瀬一君 ちよつと委員長。この事柄についても、矢嶋委員は大臣が出席している際にかなり詳しく、しかも私の記憶では二回程度、前々回と前回質問しているわけですから、私は事柄について聞いていないのでない、大臣がそのことを本委員会の審議を通じて記憶しているかどうかを聞いていますので、ほかの委員に答弁してもらう必要はありません。大臣の認識を聞いています、お答え願ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そういう御質問があったことは記憶しております。

す。そのときにどう御答弁申し上げたかははつきりしませんけれども、事実を調査した上でない、責任ある答弁はいたしかねるという気持ちで終始いたしております。調査結果に基づいてしか今の豊瀬さんのお尋ねにはお答えできない事柄だと、こう思ひました。政府委員から、具体的な事柄に關連しておりますからお答え申し上げます。こゝろ申しわけであります。

○豊瀬一君 前回の当委員会に文部省の責任ある報告書として資料が出され、その報告について大臣は信用するかどうかを聞いたとして、大臣はその資料については信用する、こういう御答弁があったのを記憶しておられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そういう御答弁をしたような気がいたします。

○豊瀬一君 資料について委員会において確認を求められて、大臣は責任をもって資料として信用する旨答えておつて、その資料の中に書いてある。私がただいま申し上げたことは、すでに忘却してあるのですか、今もって見られてもかまいませんよ。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 現地の調査報告書を見ても、非組合員たる某氏に対して、そういうことを勧めた事実はあるが、強要したなどという事はないという趣旨のことがあつたようであります。これは責任ある地方教育行政担当機関からの正式の報告でございまして、むろん信用いたしております。

○豊瀬一君 ただいまの報告書の中に、辞令交付の際だつたと思ひますが、研究協議会加入に關して、同時に判を押させた事実は報告書に載っております。

ませんか。むずかしい言い方をしないで。大臣、僕は資料については局長の所管であるということについては十分認めるんです。ただ僕がわざわざ大臣に聞いておるのは、この問題が何らかの程度問題の重要性を認識しておるかどうかをテストしておりますから。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 元教育長が、面談の機会が少ない教員に対して、いい機会だと思つて入会を勧めた事実はあるようであります。本人は十分納得の上で捺印いたしましたので、決して無理に捺印させた覚えはない。本人に不平等はないはずと思ひます。本人が、元教育長の、今御指摘の場合の判こまで押した書類を添えての現地の調査報告書であります。その通りと信用いたしております。

○豊瀬一君 ここでその事実が明らかにになりましたので、私が大臣にただしておきたいのは、前々回も指摘しましたように、たとえ運営内規であろうとも、研究協議会には日本教職員組合員の加入を否定いたしております。従つて、研究協議会に加入するということは、要請されようが、強要されようが、任意であらうとも、日本教職員組合の脱退ないしは非組合員を前提とします。新たに雇用される人々に対して研究協議会に加入をさせるという行為、させるという言葉が言い過ぎであれば、加入を勧めていくという行為は、自動的に日本教職員組合加入を否定する、私はここに協議会の加入が強制的に行なわれたかどうかという問題は次の問題として、日本教職員組合に加入することを否定することを前提としている会に加入させたという問題を

にしている。それで大臣にお尋ねしますが、研究協議会に入りなさいということ、入ってはいかたがですかということ、本人の自由意思であらうが、何であらうが、日本教職員組合の加入を拒絶するといふことは認められませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 規約にそのあるかどうかは知りませんが、規約が何かにそぐあるとすれば、そうしてそれを承認してその条件を満たして入れば、結果がそうなることは、これは物理的な必然であらうと思います。

○豊瀬一君 そこでお尋ねしますが、研究協議会の加入の意思は、フランクな事態においては本人の自由意思です。しかしその会に入らなければいかか、雇用権を持つてゐるものが辞令を交付する際に話さずという行為も、全く完全な本人の自由意思の裁量が許されている、このように大臣は判断するのですか。たとえば、ある教育委員が日本社会党に所属してゐて、やあ、君を今度採用することになった、御苦労がしつかりやってくれ、ついでに全く君の自由意思だけれども、この会に加入してはどうか、これはりっぱな会だがね、こういふ形の、雇用権を持つてゐる者が、相手の、率直にフランクに考へて意向打診——意向打診と私はあえて用語を使つて見ますが、その場合でもなお本人の完全な自由意思が尊重されると、大臣はこういふ言い方をするのでですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 加入するしないの判断が強制されない限り、別にその自由意思がゆがめられたとは考えられないように思いますが。

○豊瀬一君 この問題でこれ以上議論を戦わせることをきよりは避けま

が、前回からも言つておりますように、皮肉でも何でもなく、大臣は労働者と使用者、あるいは雇用する者と雇用される者との関係が、そういう形の中では完全に自由な意思が披瀝できないといふのが、日本国憲法だけでなくて、団結権、団体行動権、争議権を生ずるものと大臣、雇用権を持つてゐる者が雇用の際にそういうことを勧めても、なお完全に個人の自由意思が尊重され得るという見解を大臣が述べられ

○豊瀬一君 取り立てて言つたのはおかしい、一般国民の当然の義務だと答弁をしておりながら、国務大臣を特定してその文章を知つておるということとは前の答弁とおかしさを感じませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) あまり当然なことを特に御質問になつたものですから長々と申し上げたのですけれども、端的に申し上げれば、言はずもがななことであると思つております。

○豊瀬一君 言はずもがなとおつしやるほどあなたは尊重、擁護しておるといふことと解して質問を続けま

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 研究団体は、研究団体の自由の加入の問題、あるいは日教組脱退自由問題、これは大臣と私は少しも見解を異にしな

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 憲法を尊重し、順守する責任は特に公務員に十九が要望してゐると思つて、同時に二十八条に関連して、労働者みずからこれを擁護する権利を持つてゐるといふ相互関係にあるのであつて、御質問の点は、文部大臣がこれを擁護するといふことを特に具体的に

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 承知しております。

○豊瀬一君 御質問の点は、文部大臣がこれを擁護するといふことを特に具体的に

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 承知しております。

○豊瀬一君 角度をかえて、日本教

職員組合の組合員に対して、たとえば一般市民、あるいはPTA、こういった全く教育行政と関係のない人が、脱退した方がいざ、日教組は今、荒木大臣から革命団体じゃないか、政治団体じゃないかと言われている、こんなに入っているとお世せぬから脱退した方がいいぞ、こうした忠告、懇意を受けた場合は、一般市民に限定しますが、憲法二十八条の団結の権利はその作用によって影響を受けた——影響というのは尊重、擁護という意味における憲法九十九条の定めに関する、限定してよろしいのですが、影響を受けたと考えられますか、受けないと考えられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それは事実の問題としてはいろいろ言えると思うのですが、憲法という立場に限って考えますならば、影響を受けようと思いません、その関係者の自由であるわけですから、憲法論議的には批評の外じゃなかろうかと思えます。

○豊瀬一君 影響を受けたと考えますか、受けないと考えますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 憲法上の論議としては受けたとも受けないとも、何とも言えないと思えます。

○豊瀬一君 荒木大臣は影響を受けたと考えますか、受けないと考えますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今申し上げた通りに考えます。

○豊瀬一君 大臣の見解はないというのですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私の見解は今申し上げた通りでございます。

○豊瀬一君 団結の権利の侵害というのは多様な要素があると思えます

が、一番大きな様式としては脱退の強要、要請、勧奨等であるということには認められます。団結の権利の侵害の様式はいろいろあると思いますが、最も強い形は脱退せよ、脱退しなさいとか、脱退すべきであるというこの強要とか、勧奨とか、これが最も大きいものであるというふうに考えられますかと、こう言うのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そうだろうと思えます。

○豊瀬一君 次に質問を続行したいのですけれども、自然が私を呼んでおられますので、これで本日の質問は終わります。

○矢嶋三義君 僕は二、三点伺っておきます。第二回目のさらに調査結果の報告を待つてあらためてやるわけですが、その前提としてきょう少し伺っておきたいことがあるのです。

それは、宇和島の研修会の菊池講師が昭和三十六年一月十五日に研修会参加者へのあいさつ状を出された、これは確認できておりますか、どうですか。

○政府委員(内藤三郎君) 確認しております。

○矢嶋三義君 そりなりますと、文部大臣に伺いますが、先般私指摘いたしました「しかししも人々が思いあがって、みずから国の主権者の地位を獲得したかのように妄想し、天皇との関係が昨日までとは逆転したかのように考えるならばそれは笑うべきことではない」と云々というのと、それから「最終的に皇國護持の御為御勇奮ひたすらお願い申し上げます」と、こういうあいさつ状ですが、これは憲法と照らす場合、講習会の講師のあいさつ状と

しては不適格であり、講習会の主催者が県教委であるだけに、県教委としては、このあいさつ状を受け取った受講者に対して何らかの書面を出さるべきだと、この前私は伺ったわけですが、そのときに、事実とするならば善処しなかつたというのが文部大臣の答弁でした。確認されたようでありましたから、講習会の主催者である愛媛県教委としては、このあいさつ状を受けた受講者に対して何らかのあいさつがあつてしかるべきだと思ふのですが、いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) この講師は、先般でも申し上げましたように県下の県民から非常に敬愛されておる、また、教職員一般からも敬愛されておる教育界の元老でございます。りっぱな人でありました。その講師が研修会で講義をされました内容からは、今の私信、内容を指摘されましたようなことが導き出されそうにないまともな講義であつたと承知いたしております。

○矢嶋三義君 私はこのあいさつ状を問題にしているのですから、時間がかかるからポイントを合わせてお答え願ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そこでその講師が私信でそういうことを書かれたわけですから、教育委員会自体があれいさつを出すということよりも、この講師自身の私信とみずから考えあわせていたのだいて、講師自身が講習のときに言われた趣旨と矛盾しない訂正なり何なりなさるというこの方がより適切じゃなかろうかと今感じておるわけでありました。

○矢嶋三義君 百歩譲つても、その県教委が、このあいさつ状を受け取った

受講者一人々々に何らかの書面を送るのがどうだというならば、百歩譲つても、講師に採用した県教育委員会としては、この講師である菊池講師に対しては、ああいさつ状は不適正であるから、不当であるから、糧当でないから、あなたがあいつ状を送った諸君に対して訂正のあいさつを出してほしいという意思表示をする義務がありますよ、県教委は、最小限県教委はそういう義務がありますよ、講師に雇つて、そうして講習していただいたのだから。そうして、その人が受講者にそういう書面を出したのだから、講師に対して県教委はそれだけの適切な措置をとる私は義務があると思ふ。この点はいかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今おっしゃったことを私は申ししたつもりでございます。

○矢嶋三義君 次に、先般来、井村夫妻転任問題は私は伺ったわけですが、今調査中かと思ひますけれども、お教え願ひたいのは、ILOの本部から井村提訴に關して文部省に照会が参つた内容を一つお教えいただきたい。どういふ内容のものでございましたか。

○政府委員(内藤三郎君) ILOの關係のものはまだ本部で係争中の事案でもございまして、この内容について申し上げることは差し控えたいと思ひます。

○矢嶋三義君 その事柄が井村夫妻の転任の不当人事の大きな要因になつてゐると私は九〇%判断いたします。それで第一回の調査以来お調べいただいたわけですが、愛媛県教育委員会からは、この夫妻の転任について何らかのなた方に説明がきておるはずですが、ど

ういふ説明がきておりますか、お答え願ひます。

○政府委員(内藤三郎君) この前、矢嶋委員から、井村教諭に対し、校長が、組合を脱退して手柄を立ててほしいという勧誘があつたと、この件について照会したわけでございます。これについては……。

○矢嶋三義君 人事異動の点を言つて下さい。

○政府委員(内藤三郎君) そういう指摘されるような事実はないということでございます。転任についてはお尋ねがなかつたので、どういふふうになつてゐるかという事情は聞きまじした。聞きまじしたけれども、転任の理由は別に報告に入つておりませんが、県下の人事異動の一端としてされたものと思ふのでございます。

○矢嶋三義君 いやおかしいよ。この前この問題が起つた場合に、その答弁でどういふことを言われたのでしょう。夫妻とも転任はしたけれども、通える範囲内で転任をさせる云々ということであつたというのを、どなたか事務官がそこで私語されていたのを私は聞いたわけですが。そういう連絡はあつたわけでは。その事務官でもよろしいからお答えいただきたい。

○政府委員(内藤三郎君) この前、矢嶋委員から夫婦別居させるような人事は適當かどうかという一般的なお話がありましてのに対して、大臣は、そういうお話は出たわけですが、ないというお話が出たわけですが。そこで、井村教諭がどういふふうになつたのか、私も矢嶋委員が重大な関心があるというお尋ねでございましたので、この井村夫妻について転任があつ

たのかどうかという事を調べたわけ
でございす。その返事といはし
て、二人とも同居できる、同居可能な
範囲である、こういうふうな報告を受
けたのでありまして、県下おそく千
何百人かの、数千人の異動があつた
と思ひますので、勤務年限の長い者
か、あるいはいろいろな県下の教育行
政上必要な限度において異動が行な
れたと思ひます。その異動の一環
として井村教諭夫妻が取り上げら
れた、こういうふうに承知しておる
のでございす。詳細に、何で転任さ
したのだという理由が私どもも聞
いておりませんでした。

○矢嶋三義君 時間がありませんか
ら、きょうあと二問だけ伺つてお
いて、後日またあらためて伺ひます。こ
の井村夫妻の人事異動については、私
は事前から関心を持っておりました
が、その結果は非常に重大なものを含
んでおると思ひます。だから後日また
これをやりませう。御夫妻をさうして城辺
町に住んでおつたのを、一人は深浦、
一人は船越と非常にへんびなところに
二人とも動かされておる。これはIL
O提議問題とは無関係だとは断じて考
えられませう。それだけに重大な内容
を含んでおると思ひますから、この点
保留しておきませう。

質問したい二点のうちの一つは、こ
の研究協議会が、実質的にその活動内
容から第二組合的なものであるとい
う点についての認識がつかれましたかど
うですか、実質的にです。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもは
実質的にこの研究協議会は研究団体で
ある、第二組合ではない、という
ふうに確認をしておりませう。

○矢嶋三義君 それじゃ念を押してお
きませう。この研究協議会が、その運
用、活動内容から実質的に第二組合的
なものである、またさういふふうな組合員
が、先生方が認識しておるというよう
な事態が明白になれば、国から補助金
を出しておるその補助金は当然回収さ
れねばならぬと思ひますが、念のため
に承つておきませう。

○政府委員(内藤三郎君) 国からの
補助金なり委託費は、あくまでもその
教育研究の活動に対して助成をいたし
ておきませう。第二組合であらうと
と、第一組合であらうと、それが文部
省の方針に合致した研究協議会をいた
しておきませうならば、これは取り消す
理由は毛頭ないと思ひます。

○矢嶋三義君 おかしいじゃないか。
それは文部省の方針に合致した講習会
なら補助金を出す、それを批判する
ような研究会なり、研修会には補助金
は出さぬ。さういふのは終戦以来文部
省の方針じゃないですよ。日本の憲
法、法律のワケ内ならば自由なる答
気の中に講習会といふものは行な
べきものです。だから今のあなたの
発言は、従来の文部省の方針と非常
に食い違つておきませう。これは昨
年の参議院におけるあなたの答弁と
違つておきませう。第二組合的な活
動内容、性格である、また愛媛県の先
生方がさういふ皆さん認識を持つて
おるという点が明白になれば、当然こ
れは職員団体的な性格を持つてくる
のであるから、研究団体を主にし
ておる補助金といふものを交付さるべき
ではないですよ。文部大臣いかがで
すか、お答え願ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私どもが
それが組合であるかないかということ
を知り得るのは、登録しているかどう
かということによつてのみ判断でき
ると思ひます。従つて、今、政府委員
からお答え申し上げましたように、内
容のこと等にある程度くばしを入れた
と仮定いたしまして、研究団体とし
ての補助目的に合致しておる限りにお
いては、補助金を支給するのは当然
だ、私はさう思ひます。

○矢嶋三義君 この点は一番、本委員
会の調査すべき重要なポイントである
といふことを委員長に申し上げ、今後
十分解明下さるよう委員長に御要望申
し上げておきませう。

最後に伺ひたい点、先
ほど関連質問でありましたので途中で切
れたわけですが、文部大臣、いかがで
しやうね、竹葉委員長さんの愛媛県議
会における答弁、さつき読み上げまし
たね。そして速記録もお見せしたわけ
ですが、あの発言は教育委員長として
適当でしやうかね。神道——神の道と
いふものをたえ、述べられておるわ
けです、三位一体論からね。そして、
形の上は主権在民となつておるけれど
も、実質といふものはそんなものでは
ないのだ、主権在君なんだぞと、こ
ういふ思想をありありとあの答弁の中
に出されておるわけですね。教育委員
長として具議会で答弁して、あゝい
言葉を述べられたことは適切でしやう
かね、どうでしやうかね。これは速記
をあなたにお見せしたわけですから、
根拠は明白ですから、御判断つかれる
と思ひますが、お答え願ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) およそ今
日、公職にある者が憲法に真正正面か
らぶつかつていくようなことを考へ、

かつ行なうはずがないと、一般的に私
はさう思ひます。その上にこそ教育委
員長にも県民が選び、任命されてお
ると思ひますが、今拝見しました記
録、なるほど用語はあまり感心した用
語ではないと思ひます。ないと思ひま
すが、だからといって、その個人が憲
法の趣旨を逸脱し、もしくは反するよ
うな言動を常にやりつづめる、さうい
ふようなことではなからう、私は少な
くとも用語はあまり感心しない用語で
あるように思ひます。

○矢嶋三義君 これで終わりますが、
文部大臣、あまりこだわらなくともい
ふと思ひます。そして用語が明確に出
ておるのだから、その用語がいかなる
内容を意味するかといふことは、はっ
きり日本人ならお互いわかるわけ
から。うゝさでも何でもないわけ
なんだから。いかなるそれは思想を持
つておつても、あるいは自由でしやう、
午前中からあつたようにね。しかし、
教育委員長という人が具議会で議員の
質問に答える場合に、あゝい表現で
あゝい思想内容のことを答弁される
といふことは私は憲法上問題がある。
かかるがゆゑに、さういふ人の手に
よつて行なわれる愛媛県の教育行政に
いろいろ偏向的なものが出てくると思
ひます。憲法上からも、教育基本法
上からも、教育の中立性という立場か
ら問題が起つてくると思ひます。それ
が一つの現象として具体的に現れた
のが宇和島の研修会であり、西条にお
けるところの研修会であつた。かかる
がゆゑに問題がここに提起されてお
ると思ひます。少なくとも、あなた

だつたら議會ではあんな答弁はなさ
らぬでしやう、いかがですか、お答え願
ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) あゝい
用語を使った答弁はしないつもりで
おきませう。

○豊瀬一君 議事進行。速記をとめ
て下さい。

○委員長(平林剛君) ちょっと速記を
とめて。

〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。
本件に関する調査は都合により本日
はこの程度にとどめ、散会いたしま
す。

午後三時四十一分散会

四月七日日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、女子教育職員の前産後の休暇
中における学校教育の正常な実施
の確保に関する法律の一部を改正
する法律案(豊瀬一君外四名発
議)

女子教育職員の産前産後の休暇中
における学校教育の正常な実施の
確保に関する法律の一部を改正す
る法律案

女子教育職員の産前産後の休暇
中における学校教育の正常な実
施の確保に関する法律の一部を
改正する法律

女子教育職員の産前産後の休暇中
における学校教育の正常な実施の確
保に関する法律(昭和三十年法律第
百二十五号)の一部を次のように改
正する。

題名を次のように改める。
女子教育職員の出産に際しての

数に依りて政令で定める標準等級を乗じたものとする。
(二)坪当たりの土地の単価

第十一條 第九條の規定により土地買収費を算定する場合の一坪当たりの土地の単価は、当該買収を行なうとする時における当該土地の一坪当たりの価格によるものとする。ただし、当該土地の一坪当たりの価格が、地域ごとに当該地域内の土地の一坪当たりの価格を参しやくして文部大臣が大蔵大臣と協議して定める一坪当たりの土地の価格であつて当該買収しようとする土地のある地域に係るものとするときは、当該土地のある地域に係る文部大臣が定めた一坪当たりの土地の価格によるものとする。

(首都圏整備法の一部改正)

第二條 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「小学校の施設にあつてはその建設に要する経費の三分の一以内を、中学校の施設にあつてはその建設に要する経費の五分の四以内を、校地」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(昭和三十六年度までの国庫負担金及び国庫補助金)

2 昭和三十六年度までの国庫負担金及び国庫補助金に關しては、なお従前の例による。

(昭和三十七年度における建物の新築等)についての国の負担率及び補助率の特例

3 改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法第三條第一項又は改正後の首都圏整備法第二十五條中「五分の四」とあるのは、昭和三十一年三月三十一日までは、「五分の三」と読み替へるものとする。

(昭和三十八年度における建物の新築等)についての国の負担率及び補助率の特例

4 改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法第三條第一項又は改正後の首都圏整備法第二十五條中「五分の四」とあるのは、昭和三十一年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までは、小学校の建物については「五分の三」と、中学校の建物については「十分の七」と読み替へるものとする。

(昭和三十九年度における小学校の建物の新築等)についての国の負担率及び補助率の特例

5 改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法第三條第一項又は改正後の首都圏整備法第二十五條中「五分の四」とあるのは、昭和三十一年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までは、小学校の建物については、「十分の七」と読み替へるものとする。

(昭和三十九年度までの国庫負担金及び国庫補助金)

6 昭和三十七年度までの国庫負担金及び国庫補助金に關しては附則第二項中「昭和三十六年度」とあるのを「昭和三十七年度」と読み替へて、昭和三十八年度までの国庫負担金及び国庫補助金に關しては同項中「昭和三十六年度」と読み替へるのを「昭和三十七年度」と読み替へる。

庫負担金及び国庫補助金に關しては同項中「昭和三十六年度」とあるのを「昭和三十八年度」と読み替へて、昭和三十九年度までの国庫負担金及び国庫補助金に關しては同項中「昭和三十六年度」とあるのを「昭和三十九年度」と読み替へて、それぞれ、同項の規定を準用する。

(地方財政法の一部改正)

7 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一号の二中「建築」の下に「及び校地の買収」を加える。

四月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、建国記念の日制定に関する請願

(第一三五五号) (第一四〇六号)

(第一四三三号) (第一四三二二号)

(第一四七三三号) (第一四七四四号)

(第一五五二二号) (第一五五二二号)

(第一五五二二号) (第一五五二二号)

一、日の丸の旗を国旗とするための法制化に関する請願(第一五五三三号)

第一三五五号 昭和三十六年三月二日受理
十四日受理
建国記念の日制定に関する請願
請願者 千葉市登戸町三ノ二七
八 井手毎治外六百二十四名
紹介議員 小沢久太郎君

する祝日が欠除していることはまことに遺憾であるが、独立回復以来人心の安定とともに建国記念の日の制定を希望する声は急激に高まり、この純正な国民感情は当然尊重されるべきものと考へられるから、祖国の歴史と伝統とを回顧し、国家興隆の前途に切々とし思いをよせる国民の世論を察察せられ、ぜひ建国記念の日を法制化せられたいとの請願。

第一四〇六号 昭和三十六年三月二日受理
十四日受理
建国記念の日制定に関する請願
請願者 千葉県山武郡横芝町横芝五二二ノ二 椎名啓
子外四百五十五名
紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第一三五五号と同じである。

第一四三三二号 昭和三十六年三月二日受理
十五日受理
建国記念の日制定に関する請願
請願者 青森市大字横山町二八
新日本協議会青森県連
合支部内 加藤忠雄外
七名
紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第一三五五号と同じである。

第一四三三二号 昭和三十六年三月二日受理
十五日受理
建国記念の日制定に関する請願
請願者 岡山市津島栄ヶ崎 藤原房枝外二名
紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一三五五号と同じである。

第一五五二二号 昭和三十六年三月二日受理
十九日受理
建国記念の日制定に関する請願(四通)
請願者 栃木県下都賀郡若舟村
新里一三六 牧島伝吉
外三名
紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一三五五号と同じである。

第一四七三三号 昭和三十六年三月二日受理
十八日受理
建国記念の日制定に関する請願
請願者 岩手県花巻市矢沢三ノ
一五三 杉山昌之
外四名
紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第一三五五号と同じである。

第一四七四四号 昭和三十六年三月二日受理
十八日受理
建国記念の日制定に関する請願(五百通)
請願者 長崎市稻佐町一ノ九四
岩井富蔵外四百九十九名
紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第一三五五号と同じである。

第一五五二二号 昭和三十六年三月二日受理
十九日受理
建国記念の日制定に関する請願(四通)
請願者 栃木県下都賀郡若舟村
新里一三六 牧島伝吉
外三名
紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一三五五号と同じである。

第一四三三二号 昭和三十六年三月二日受理
十五日受理
建国記念の日制定に関する請願(三通)
請願者 岡山市網浜三五〇 山下太一外二名
紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一三五五号と同じである。

第一三五五号 昭和三十六年三月二日受理
十四日受理
建国記念の日制定に関する請願
請願者 千葉市登戸町三ノ二七
八 井手毎治外六百二十四名
紹介議員 小沢久太郎君

第一五六四号 昭和三十六年三月三十日受理

建国記念の日制定に関する請願

請願者 山梨県富士吉田市大明

見一九八 宮下荘一外

百二十一 名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一三五五号と同じである。

第一五六五号 昭和三十六年三月三十日受理

建国記念の日制定に関する請願(三通)

請願者 岡山市津島三五二 石

井彦太郎外二名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一三五五号と同じである。

第一四七九号 昭和三十六年三月二十八日受理

としよりの日を国民の祝日とするの請願

請願者 福井県武生市桜町一三

高田重三郎

紹介議員 高橋 衛君

古来からわが国の良い風俗習慣としてたたえられてきた長老敬愛の思想は、戦後影をひそめ、ややもすれば老人軽視の風潮が生じつつあることはまことに遺憾であつて、この形勢にかんがみ、老人を敬愛し、その福祉思想の高揚と徹底を期せんがために、「子どもの日」「成人の日」と並んで国民の任意的な祝日として、「としよりの日」が定められ、例年九月十五日をもつて全国いっせいに敬老行事を実施してきてから既に十年を経過している。以来国民の行事として、国民の各界各層に浸透して

老人福祉の推進に多大の貢献をしており、且つこの「としよりの日」を国民の祝日としようとする国民感情はしだいに盛り上がりつつきているから、九月十五日を国民の祝日として制定せられたいとの請願。

第一五五三号 昭和三十六年三月二十九日受理

日の丸の旗を国旗とするための法制化に関する請願

請願者

東京都中野区鷺宮三ノ一、二一二 奥沢静子

紹介議員 横山 フク君

日の丸の旗は、明治三年太政官布告の郵船商船規則の中に日章旗の制式及び掲揚に関する規則が条定されて以来、長い伝統と歴史の流れのもとに不文律の中に国旗として自他共に認められてきたものであるが、第二次大戦後、国情が急変し、愛国の至情や国旗に対する関心が全く失われ、はなはだしきは、国旗掲揚の阻止、日章旗のまつさつ改造を策するものがあると聞くが、祖国の将来を思うときまことに憂慮にたえないから、歴史と伝統に輝く日の丸の旗を、日本国家の象徴として、その尊厳を保ち、全国民の指針として敬慕できるよう、權威ある法律のもとに、国旗として制定せられたいとの請願。